

第36回

上富良野町農業委員会議事録

平成23年3月

上富良野町農業委員会

上富良野町農業委員会 第36回農業委員会総会議事録

1 日 時 平成23年 3月 9日

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 委員定数 次のとおり

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	北川 正	2	佐藤 祥一	3	大場 健二
4	数山 善一	5	白井 一宏	6	川上 幸夫
7	青地 修	8	村上 隆司	9	瀬川 英幸
10	一色 悟	11	菊地 利夫	12	中瀬 実

4 出席した委員 次のとおり

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	北川 正	2	佐藤 祥一	3	大場 健二
4	数山 善一	5	白井 一宏	6	川上 幸夫
7	青地 修	8	村上 隆司	9	瀬川 英幸
10	一色 悟	11	菊地 利夫	12	中瀬 実

5 欠席した委員

なし

6 遅刻した委員

なし

第36回 農業委員会総会議事録

会長挨拶 省略

諸般の報告 別紙（局長より報告）

日程第1 会議録署名委員の決定

2番 佐藤 祥一 君

3番 大場 健二 君

両君に指定決定する。

附議事項

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について

日程第4 諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について（議事参与制限）

日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農業委員会活動計画目標及びその達成に向けた活動計画
について

第36回上富良野町農業委員会議事録

開会（13時30分）（着席）

局長 全員ご起立ください。「礼」ご着席下さい。

開会の宣言

局長 只今より第36回農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。

3番 大場委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

議長 これより、会議を進めます。

ただいまの出席委員は、12名であります。

定数に達しておりますので、これより第36回上富良野町農業委員会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名は、
2番 佐藤 祥一 君、 3番 大場 健二 君に決定いたします。

議長 日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。

事務局より、報告第1号を朗読させます。

事務局 「報告第1号朗読」

議長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」

議長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長

日程第3 諒問第1号「農用地利用集積計画の作成について」の件を
議題といたします。

事務局より、諒問第1号を朗読させます。 「事務局」

事務局

諒問第1号について、ご説明いたします。 諒問第1号「農用地利用集積計画の作成について」、○○地区農用地利用改善事業実施組合外6組合から、下記のとおり利用権の設定(所有権10件、賃貸借権4件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成23年3月9日提出 上富良野町長 向山富夫

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、調査書をご覧願います。

以下、内容を朗読いたします。 「諒問第1号朗読」

議 長

諒問第1号 所25番について、提案に関する補足説明を願います。

5番 白井 委員

白井委員

2月7日に○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が開かれて、議案のとおり売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手の○○○○さんは、○○道路の奥に所有している農地が自宅から離れていることから、売却することで出された案件です。地形土質は、いいほうだと思いますが、若干一部が山林の影になって乾燥しにくいところがあります。

受け手の○○○○さんは、隣接する周辺に農地を所有していることから、面積の拡大を図るため取得することとなりました。上手の土地が、4, 5年ほど前に○○万○千円ほどで売買されています。それを参考にして価格は、10a当たり○万円としました。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長

これをもって質疑を終了いたします。

諒問第1号 所25番を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

つづいて、諒問第1号 所26番、所27番、所28番、所29番、所30番、所31番について、提案に関する補足説明を願います。

10番 一色 委員

一色委員

所26番、所27番、所28番、所29番、所30番、所31番、について、
補足説明をいたします。

所26番、出し手の〇〇〇〇さんは昨年に引き続き経営規模の縮小のため、売買に出された案件です。土地は、町道〇〇道路北側沿いにある南向きの畑です。

受け手の〇〇〇〇さんは、後継者もいて経営規模の拡大を図るため取得することとなり、売買が成立した案件です。

価格は、南斜面の日当たりは良好ですが傾斜がきついので、10a当たり〇万〇千円としました。

所27番、所28番、所29番、出し手の〇〇〇さんは、約20年前に離農して賃貸借をしていましたが、今回売却することとなりました。

それぞれの土地は、受け手の農地に隣接していることから、買い受けることとなりました。

土質は粘土質で、水はけはかなり悪い土地条件です。

所27番 北〇〇号道路沿いの〇〇〇〇さんの家の北側にある東側の農地を隣接している、〇〇〇〇さんに求めていただくことになりました。

価格は、10a当たり〇万円と決めさせていただきました。

所28番 場所は、〇〇川と道道〇〇線の〇〇方面に向かう道路に隣接した農地を、隣接している〇〇〇〇さんに持っていただくことになりました。価格は、10a当たり〇〇万円としました。

所29番、所28番の隣に〇〇〇〇の流れてきた石を配して〇〇公園に隣接した農地です。隣接している、〇〇〇〇さんに持つてもらうことにいたしました。価格は、10a当たり〇〇万円としました。

所30番、所31番、出し手の〇〇〇さんが離農することとなり、売買に出された案件です。所30番は、町道〇〇道路北側沿いで所26番の〇〇さんの農地の近くにあります。所31番は、〇〇さんの自宅周辺にある南向きの農地です。一部の登記地目が山林の土地がありますが、現況は畑に整備されているので合わせて売買することとなりました。

所30番は、〇〇〇〇さんが買い受けることになりました。

価格は、10a当たり〇万〇千円としました。

所31番は、〇〇農園が買い受けることになりました。

価格は、〇〇〇〇番27のうち〇〇事業の該当分4haを10a当たり〇〇万円、ほかは法面・排水等の多く含まれており、実耕作面積はかなり減るということもあります、10a当たり〇万円としました。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長

これをもって質疑を終了いたします。

諮問第1号 所26番を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、**諮問第1号 所27番**を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、**諮問第1号 所28番**を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、**諮問第1号 所29番**を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、**諮問第1号 所30番**を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、**諮問第1号 所31番**を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 **諮問第1号 所32番**について、提案に関する補足説明を願います。
7番 青地 委員

青地委員 2月21日に○○○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が開かれ、議案のとおり売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手の○○○○さんは、離農することで、売買に出された案件です。

農地は、東○線北○○号の角に住宅がありまして、物件は宅地に隣接する農地で通い地は入っておりません。○○の中でも、一等地で協議の結果、10a当たり○○万円としました。

受け手の、○○○○さんは周辺に農地を所有していることから、面積の拡大を図る

ため取得することとなりました。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」
議長 これをもって質疑を終了いたします。
諮問第1号 所32番を採決いたします。
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。
「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 諮問第1号 所33番、所34番について、提案に関する補足説明を願います。
2番 佐藤 委員

佐藤委員 2月28日に○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が開かれ、議案のとおり売買2件の利用集積が成立いたしました

所33番、所34番について、ご説明いたします。
出し手の○○○○さんは、離農することで売買に出された案件で○○と○○の境にある農地です。

農地は、北○○号道路北側沿いにあり、所の33番は、○○○川に隣接しています。
所34番は、東○○線道路近くにあります。

所33番 農地は、北○○号道路北側にあり、○○川に接しています。
○○の基盤整備も完了していますが、土質は粘土質です。暗渠整備事業には、該当していない土地です。水は、再終になることからそのことを理解してもらえる人としました。
受け手の○○○○さんは、隣接する周辺に農地を所有していることから、規模の拡大を図るため取得することとなりました。
価格は、10a当たり○○万円としました。

所34番 東○○線道路を挟んで東側にある農地です。水の便は、良いところですが、粘土質で水はけは悪いところです。暗渠事業には、取り組んでいないところです。
昨年の売買実例もあり、暗渠のしていないところは○○万円としています。
価格は、10a当たり○○万円としました。
受け手の○○○○さんは、隣接する周辺に農地を所有していることから、規模の拡大を図るため取得することとなりました。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
諮問第1号 所33番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、**諮詢第1号 所34番**を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 諒問第1号 貸12番について、提案に関する補足説明を願います。
8番 村上 委員

村上委員 2月22日に○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が開かれ、議案のとおり賃貸借1件の利用集積が成立いたしました。

賃12番、出し手の〇〇〇〇さんは、以前から〇〇〇〇〇〇〇〇〇と賃貸借をしていて再処分で出された案件です。農地は、西〇〇線道路に隣接しているところにあります。

受け手の○○○○さんは、○○○○さんの娘さんで以前から○○○○○○○○○○で農業に従事していましたが、農業経営を始めるということで農地を借りて営農することとなりました。

賃貸価格は、10a当たり〇千〇百円としました。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
 諸問第1号 貸12番を採決いたします。
 本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 諒問第1号 貸13番、14番、15番について、提案に関する補足説明を願います。
3番 大場 委員

大場委員 2月22日に○○地区及び○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が開かれ、議案のとおり賃貸借3件の利用集積が成立いたしました。賃13番、賃15番は○○地区、14番は○○地区的案件です。

賃13番 出し手の〇〇〇〇さんは、以前から〇〇〇〇と賃貸借をしていて再処分

で出された案件です。所在は、西〇線北〇〇号の〇〇貯水地の上流部に隣接する傾斜のきついところにあります。
受け手の〇〇〇〇さんは、継続して借りることになりました。
賃貸価格は、10a当たり〇百円としました。

賃14番 出し手の〇〇〇〇さんは、以前から賃貸借をしていて再処分で出された案件です。農地は、西〇線道路の東側で中富良野町に隣接していて、近くには〇〇窯があります。
受け手は、引き続き〇〇〇〇さんが、継続して借りることになりました。
賃貸価格は、10a当たり〇千〇百円としました。

賃15番 出し手の〇〇〇〇さんは、以前から賃貸借をしていましたが、借り手の申し出により合意解約したことから再処分で出された案件です。
農地は、西〇〇線の北〇〇号道路沿いの両側にある傾斜のきつい畠で形状は三角の農地です。
受け手は、〇〇地区の〇〇〇〇さんが借りることになりました。
価格は、以前は10a当たり〇千〇百円でしたが、耕作条件が悪いため〇千〇百円としました。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
質問第1号 賃13番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、質問第1号 賃14番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

議長 「異議なしの声あり」
ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 これより、質問第1号 賃15番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

議長 「異議なしの声あり」
ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。のとおり可決されました。

議長　日程第4　諮問第2号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」の規定により、○○番○○委員の退室を求める。

(○○委員退室)

事務局より、諮問第1号を朗読させます。　「事務局」

事務局　諮問第2号について、ご説明いたします。　諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」、○○地区農用地利用改善事業実施組合外1組合から、下記のとおり利用権の設定(賃貸借権1件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。
平成23年3月9日提出　上富良野町長　向山富夫
農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、調査書をご覧願います。

以下、内容を朗読いたします。　「諮問第2号朗読」

議長　諮問第2号　賃11番について、提案に関する補足説明を願います。
11番　菊地　委員

菊地委員　2月14日に○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が開かれて、議案のとおり賃貸借1件の利用集積が成立いたしました。場所は、○○○○センターの南側の近辺にあります。
出し手○○○○さんは、○○委員の母親で使用貸借をしていましたが、移動時間がかかり面積も小さく効率的な耕作ができないため、賃貸借に出された案件です。
受け手の○○○○さんは、周囲の農地を耕作していることから効率的な農地利用を行うため借りることとなりました。
価格は、10a当たり○千円と決定しました。

議長　これをもって提案理由の説明を終わります。　これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長　これをもって質疑を終了いたします。これより、諮問第2号　賃11番を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長　ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
○○番　○○委員の退室を解きます。　(○○委員　着席)

議長　日程第5　議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第1号を朗読させます。　「事務局」

事務局　議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 ○○○○ 謙受人 ○○○○ 外9件について、審議を求める。　平成23年3月9日提出
上富良野町農業委員会会長 中瀬実。
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧願います。
以下、内容を朗読いたします。　「朗読説明」

議長　関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号　1番　2番について、9番　瀬川委員。

瀬川委員　○○さんと○○さんの案件で、1番は賃貸借、2番は売買を行うものです。○○さんは、自己の所有している土地と今回取得する土地を使用して耕作を行うものです。○○さんは、親が以前農業をしていたことからトラクターや作業機等を所有していて、耕作に支障はないと考えます。
農地は、○○道路沿いにあり、○○さんの宅地周囲にあります。
田もありますが、すべて転作をすることになっています。
牧草を作付して、畜産農家に売るこことなっています。

議長　これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長　これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号　1番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長　ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長　つづいて、議案第1号　2番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長　ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号 3番、4番について、8番 村上委員。

村上委員 3番 出し手の〇〇〇〇さんが、経営規模の縮小をすることから〇〇〇〇美さんと賃貸借をすることとなったものです。
受け手の〇〇さんは、馬鈴薯、スイートコーン、カボチャなどの作付を計画しています。
農地は、〇〇さんの住宅のすぐ上と斜め向かいにあり、北〇〇号道路と西〇〇線道路の交差点に接する土地です。

4番 出し手の〇〇〇〇さんは、離農していて現在は〇町に住んでいます。土地は、カルビーポテトの倉庫の旭川よりの国道沿いにあり、傾斜のきつい農地です。〇〇さんが、以前住んでいた西〇〇線道路の住宅に隣接しています。受け手の〇〇さんは、〇〇さんの農地の近くで肉牛を買っていることから牧草地として借りることになりました。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号 3番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、議案第1号 4番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号 5番、6番について、3番 大場委員。

大場委員 5番、6番 出し手の〇〇さんが、経営規模の縮小をすることから〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんと昨年に引き続き賃貸借をするものです。

5番 受け手の〇〇〇〇さんは、北〇〇号道路沿いの農地を借り、ビール麦ビートなどを作付する計画です。

6番 受け手の〇〇〇〇さんは、北〇〇号道路沿いの所有地に隣接する農地を借り、小麦、馬鈴薯を作付する計画です。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、**議案第1号 5番**を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、**議案第1号 6番**を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号 7番、9番、10番について、11番 菊地委員。

菊地委員 **7番** 出し手の〇〇さんが、離農をすることから〇〇〇〇さんと賃貸借をするものです。農地は、〇〇ダムの近くで東〇〇線農免道路に隣接する土地です。以前から、田圃を〇〇さんに賃貸していたことから、今回畑も賃貸することとなったものです。

9番、10番 土地名義人の〇〇〇〇さん亡くなられていて、法定相続人は奥さんの〇〇〇〇さん、お子さんの〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの3人ですが、相続登記手続がされていません。相続人の半数以上の同意で、賃貸借契約を行うことができるので、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんと賃貸借を行うこととなりました。農地は、〇〇さんの自宅周辺と北〇〇号東道路沿いの高台にあります。

9番 〇〇〇〇さんは〇〇さんの近くに住んで、酪農をしていて自宅近くにある農地を借り、デントコーンなどを作付する計画です。

10番 〇〇〇〇さんは、北〇〇号東道路の高台にある農地を持っていて、今回隣接地を借りて小麦、大豆を作付するものです。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、**議案第1号 7番**を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、**議案第1号 9番**を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、**議案第1号 10番**を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号 8番について、10番 一色委員。

一色委員 8番 出し手の〇〇〇〇さんが、離農をすることから〇〇〇〇さんと賃貸借をする
ものです。
農地は、自宅周囲の農地で隣接する農地と傾斜で区分されている小規模な農地のた
め、親戚関係にある〇〇〇〇さんと斡旋を受けないで賃貸借契約を結ぶものです。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、**議案第1号 8番**を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長　日程第6　議案第2号「平成23年度農業委員会活動計画目標及びその達成に向けた活動計画について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第2号を朗読させます。　「事務局」

事務局　議案第2号について、内容を朗読いたします。

「議案第2号朗読」

議長　これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長　これをもって質疑を終了いたします。
これより、**議案第2号**を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長　ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

本日の日程は、全て終了いたしました。
第36回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、報告1件、諮問2件 議案2件の審議を終了し議長が閉会を宣す。

午後14時48分

上記農業委員会の顛末に相違ないことを証するため下記署名押印する。

平成23年 3月 9日

上富良野町農業委員会長 中瀬 實 印

上富良野町農業委員 佐藤 祥一 印

上富良野町農業委員 大場 健二 印